

令和5年度愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金（以下「支援金」という。）は、高齢者施設等及び在宅の高齢者等への新型コロナワクチンの接種の推進を図るため、予算の範囲内において医療機関に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同法第1条の5第2項に規定する診療所であつて、新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約に加入し、新型コロナワクチンの接種を行う医療機関をいう（ただし、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に定める市町村保健センターを除く）。
- (2) 高齢者施設等 別表1の施設をいう。
- (3) 在宅の高齢者等 在宅において医療又は介護を受ける高齢者又は障害者で、容易に医療機関又は集団接種会場に移動して新型コロナワクチンの接種を受けることが困難な者（(2)に入居していない者で、別表2に該当する者）をいう。
- (4) 巡回接種 医療機関が、自ら供給を受けた新型コロナワクチンを持って自院以外の場所に赴き、接種を行うことをいう。

(交付の対象)

第3条 この要綱において交付の対象は、次に掲げる医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

- (1) 県内に所在する高齢者施設等において巡回接種を行う医療機関
- (2) 県内に居住する在宅の高齢者等に巡回接種を行う医療機関

2 対象期間

令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

(交付金額)

第4条 交付金額は、予算の範囲内において、第3条に規定する対象医療機関に対し、以下のとおり交付する。なお、予診のみの場合は交付対象外とする。

(1) 県内に所在する高齢者施設等への巡回接種 接種1回あたり1,000円

ただし、算定対象は高齢者施設等の利用者及び従事者に限る。

(2) 県内の在宅の高齢者等への巡回接種 訪問1回あたり10,000円

2 前項の規定において、交付金の算定対象は、満12歳以上の者を接種した場合（ただし、小児用ワクチンを接種した場合を除く。）に限る。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象医療機関は、様式第1号に巡回接種証明書兼同意書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期間は、別に定める期間とし、対象医療機関から1部を知事に提出するものとする。

3 対象医療機関は、第1項の規定に定める書類の他、審査に必要な確認書類について、知事から求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは支援金の交付を決定し、支援金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査により、支援金の交付を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に定める実績報告は、第5条に定める書類をもって代えるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 知事は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(不当利得の返還)

第10条 知事は、支援金の支給の決定を受けた者が、虚偽や不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明した場合は、支援金の支給決定の取り消しを行うものとする。

2 知事は、前項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消しを行った時は、知事は期限を付して、すでに交付した支援金の返還を命ずることができる。

(加算金及び遅延利息)

第11条 交付対象者は、前条の規定により支援金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付の対象としない。

2 交付の対象者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第5条の申請をしたときに前項に該当していたことが判明した時には、交付の決定を取り消すものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第13条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日に施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行し、令和5年9月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

高齢者施設等

<p>高齢</p>	<p>【入所施設】 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>【通所事業所等】 ※以下の通所・短期入所・宿泊サービスを提供する事業所等 ※介護予防サービスを含む。 通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護を含む）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、通所型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、生活支援ハウス</p>
<p>障害</p>	<p>【入所施設】 障害者支援施設、障害者グループホーム（共同生活援助）、障害児入所施設、福祉ホーム、労災特別介護施設（ケアプラザ）</p> <p>【通所事業所等】 ※以下の通所・短期入所・宿泊サービスを提供する事業所等 ※重度障害者等包括支援を含む。 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援、短期入所、児童発達支援（医療型を含む）、放課後等デイサービス、地域生活支援事業に係る通所サービス（地域活動支援センター等）</p>
<p>その他</p>	<p>救護施設、更生施設、宿所提供施設、社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、婦人保護施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）</p>

※上記は、以下のいずれかの場合に限る

- ・ 県又は市町村の認可、許可、指定又は登録がある。
- ・ 県又は市町村に届出を提出している。
- ・ 国、県又は市町村が実施（委託を含む）している。

別表 2 (第 2 条関係)

在宅の高齢者等

要介護 4 又は 5 の高齢者、重症心身障害(児)者、その他知事が認める者
